

	疾患名	院内実習のない学生(登校基準)	院内実習のある学生(登校基準)
	※登校基準はあくまで目安です。状況に応じて変更する場合がありますので、報告時の保健管理センターからの指示に従ってください。		
第1種	エボラ出血熱など	治癒するまで	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過した後	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過した後	発症した後 45日を経過し、かつ、解熱した後 2日を経過するまで
	百日咳	特異な咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌薬による治療が終了した後	有効な抗菌薬を開始して5日間経過するまでもしくは、発症から21日経過するまで
	麻疹	解熱後 3 日経過した後	発疹が出現した日を0日として、4日を経過するまでただし、免疫不全の背景があれば症状がある間
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好となった後	耳下腺腫脹した日を0日として5日経過するまで
	風疹	発疹の消失後	皮疹が出現した日を0日として、7日経過するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化した後	すべての水痘が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失して 2 日経過後	左記
	結核	感染のおそれがないと認められた後	左記
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められた後	左記
第3種	コレラ	治癒後	左記
	細菌性赤痢	治癒後	左記
	腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認められた後	左記
	腸チフス	治癒後	左記
	パラチフス	治癒後	左記
	流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認められた後	症状・所見がある間(眼科にて感染の恐れがないと認められるまで)
	急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められた後	左記
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬による治療開始後 24 時間以降	左記
	A型肝炎	肝機能が正常化した後	左記
	B型肝炎	急性肝炎の極期を過ぎてから	左記
	C型肝炎	急性肝炎の極期を過ぎてから	左記
	手足口病	症状が回復した後	皮疹が消失するまで
	ヘルパンギーナ	症状が回復した後	左記
	無菌性髄膜炎(エンテロウイルスによる)	症状が回復した後	左記
	伝染性紅斑	症状が回復した後	左記
	ロタウイルス感染症	下痢、嘔吐が消失した後	嘔吐・下痢が消失してから24時間経過するまで
	ノロウイルス感染症	下痢、嘔吐が消失した後	嘔吐・下痢が消失してから24時間経過するまで
	サルモネラ感染症	下痢、嘔吐が消失した後	左記

	疾患名	院内実習のない学生(登校基準)	院内実習のある学生(登校基準)
	※登校基準はあくまで目安です。状況に応じて変更する場合がありますので、報告時の保健管理センターからの指示に従ってください。		
第3種	カンピロバクター感染症	下痢、嘔吐が消失した後	左記
	肺炎マイコプラズマ感染症	症状が回復した後	左記
	インフルエンザ菌b型感染症	症状が回復した後	左記
	肺炎球菌感染症	症状が回復した後	左記
	RSウイルス感染症	症状が回復した後	症状改善するまで
	ヒトメタニューモウイルス感染症	症状が回復した後	左記
	ライノウイルス感染症	症状が回復した後	左記
	パラインフルエンザウイルス感染症	症状が回復した後	左記
	エンテロウイルスD68感染症	症状が回復した後	左記
	EBウイルス感染症	症状が回復した後	左記
	サイトメガロウイルス感染症	症状が回復した後	左記
	単純ヘルペスウイルス感染症	歯肉口内炎のみであればマスクをして可	左記
	帯状疱疹	病変部が被覆されていれば登校して可	罹患者が免疫不全ではなく、病変部が被膜可能な場合は、登校可能 上記が困難な場合はすべての水疱が痂皮化するまで
	日本脳炎	症状が回復した後	左記
	突発性発疹	症状が回復した後	左記
	ボツリヌス症	症状が回復した後	左記
	ネコひっかき病	症状が回復した後	左記
	破傷風	症状が回復した後	左記
	デング熱	症状が回復した後	左記
	ジカウイルス感染症	症状が回復した後	左記
	重症熱性血小板減少症候群	症状が回復した後	左記
	アタマジラミ症	症状が回復した後	左記
	伝染性軟属腫	症状が回復した後	左記
	伝染性膿痂疹	症状が回復した後	左記
	疥癬	治療開始後	治療後、皮膚科でダニが確認できないと言われるまで
	蟻虫症	制限はない	左記
ヒトパピローマウイルス感染症	制限はない	左記	
ヒトT細胞白血病ウイルス1型感染症	制限はない	左記	
ヒト免疫不全ウイルス感染症	制限はない	左記	